

おくやみ手続きガイドブック

鴨川市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12223>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。

鴨川市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない
市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、
ガイドブックを作成しました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。
このガイドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

鴨川市長

おくやみ手続きナビご利用案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12223>



もくじ

死亡後の手続きで期限があるもの	03
死亡届出後の手続きで、速やかに行っていただくもの (市役所及び公的機関で行うもの)	07
市役所以外で手続きが必要になるもの	23
相続関係の手続き	27

死亡後の手続きで期限があるもの

ご家族が亡くなったときに、市役所などで必要となる主な手続きです。状況によって、必要書類や手続きが異なる場合があります。詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

死亡の事実を知った日から7日以内

死亡届

手続きの内容・持ち物など

- ☒ 死亡届と死亡診断書（死亡届と死亡診断書を一枚にした様式）
- ☒ 届出人の印鑑
- ☒ 火葬場使用料（現金のみの取扱い）

死亡届の届出時に、死体（胎）埋火葬許可証と火葬場使用許可証をお渡しします。

窓口

市民生活課市民係（本庁舎） ☎ 04-7093-7831
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。
ただし、土日祝日は本庁舎のみとなります。

死亡の翌日から15日以内

児童手当

手続きの内容・持ち物など

- ☒ 児童手当 認定請求書の申請
受給者が亡くなった場合、配偶者（養育者）が申請してください。
※死亡日の翌日から15日を超える申請の場合は、支払われない月が発生する場合があります。
- ☒ 児童手当の未支払いがある場合
「未支払 児童手当 請求書」の申請が必要です。

窓口 子ども支援課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7113

葬儀を行った翌日から2年以内

国民健康保険

手続きの内容・持ち物など

- ☒ 葬祭費の申請
 - ・葬祭執行者（喪主）を確認できるもの（葬儀の領収書・会葬礼状など）
 - ・葬祭執行者名義の振込先（金融機関名・口座番号）がわかるもの（預金通帳など）
 - ・葬祭執行者の印鑑

窓口 市民生活課保険年金係(本庁舎)
☎ 04-7093-7839
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

葬儀を行った翌日から2年以内

後期高齢者医療制度

手続きの内容・持ち物など



葬祭費の申請

- ・葬祭執行者(喪主)を確認できるもの
(葬儀の領収書・会葬礼状など)
- ・葬祭執行者名義の振込先(金融機関名・口座番号)がわかるもの(預金通帳など)

窓口

市民生活課保険年金係(本庁舎) ☎ 04-7093-7839
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

よくあるご質問1

Q. 亡くなった場合、住民税（市民税・県民税）は課税されるの？

住民税（市民税・県民税）は1月1日現在お住まいの方に課税されます。その場合、被相続人に課された住民税（市民税・県民税）は相続人に引き継がれることとなります。亡くなった方の申告が必要な場合は、相続人が申告することとなります。

◇お問い合わせ先◇

税務課市民税係 ☎ 04-7093-7832

よくあるご質問2

Q. 亡くなった場合、介護保険料はどうなるの？

亡くなった場合、介護保険料は、資格喪失日（死亡日の翌日）の前月まで月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付します。又、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくことになります。なお、特別徴収（年金からの天引き）で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者（日本年金機構・共済組合など）に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。

◇お問い合わせ先◇

健康推進課介護保険係 ☎ 04-7093-7111

死亡届出後の手続きで、速やかに行っていただくもの (市役所及び公的機関で行うもの)

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

1

世帯主変更



世帯主が亡くなり世帯員が2人以上いる場合は、新しい世帯主を登録する手続きが必要です。

窓口

市民生活課市民係(本庁舎) ☎ 04-7093-7831
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

2

印鑑登録



印鑑登録証の返却

窓口

市民生活課市民係(本庁舎) ☎ 04-7093-7831
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

3

マイナンバー(個人番号)カード・マイナンバー (個人番号)の通知カード・住民基本台帳カード



相続税等の手続きにおいて、亡くなった方のマイナンバーが必要な場合がありますので、諸手続きが全て終わってから破棄してください。

窓口

市民生活課市民係(本庁舎) ☎ 04-7093-7831

4

国民健康保険



国民健康保険被保険者証などの返却
※病院での精算後に返却してください。



資格確認書などへの差し替え
世帯主が亡くなった場合、国民健康保険に加入している
世帯員の保険証などが差し替えとなります。

窓口

市民生活課保険年金係(本庁舎) ☎ 04-7093-7839
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

5

後期高齢者医療制度



後期高齢者医療被保険者証などの返却
※病院での精算後に返却してください。

窓口

市民生活課保険年金係(本庁舎) ☎ 04-7093-7839
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

6

介護保険



介護保険被保険者証の返却



要介護認定を受けていた方は介護保険負担割合証、介
護保険負担限度額認定証(該当する方のみ)の返却

窓口

健康推進課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7111
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

7 福祉サービスを利用していた場合



緊急通報システム機器の撤去など

窓口 福祉課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7112

8 児童扶養手当・子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成など



児童の保護者等で、児童扶養手当を受給していたり、子ども医療費助成やひとり親家庭等医療費助成などを受けている場合は、変更・喪失などの手続きが必要です。新たに児童扶養手当などを受給できる場合もあります。手続きに期限がある場合もあります。

窓口 子ども支援課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7113

手続きは、お早めに！

9

障害者手帳など



障害者手帳などの返却



各種障害者手当などに該当する方は、資格喪失届の提出



重度心身障害者(児)医療助成に該当する方は、資格喪失届の提出及び受給券の返却



福祉タクシー利用券の返却



その他、障害福祉サービスの利用がある場合

窓口

福祉課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7112
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

10

固定資産(土地、家屋など)



不動産所有権移転登記

窓口

千葉地方法務局館山支局 ☎ 0470-22-0620



固定資産税の口座振替の中止・お支払い

窓口

税務課(本庁舎) ☎ 04-7093-7832
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

11

固定資産(空き家)

※今後空き家になるものを含む。



お住まいになっていた家が空き家になる場合は、「鴨川市空き家バンク制度」をご活用ください。それぞれの事情に合わせたご提案をいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

窓口

ふるさと回帰支援センター(本庁舎)
☎ 04-7094-4600

12

市営住宅



市営住宅承継入居承認申請書の提出



市営住宅同居者異動届の提出



市営住宅退去届の提出

※状況などにより、提出する書類が異なりますので、必ずご相談ください。

窓口

都市建設課(本庁舎) ☎ 04-7093-7835

13

普通自動車/二輪車/軽自動車



普通自動車の自動車税

窓口

館山県税事務所 ☎ 0470-22-7117



普通自動車、二輪車(125cc超)の廃車・名義変更

窓口

関東運輸局千葉運輸支局
袖ヶ浦自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2025



軽自動車(四輪車)の廃車・名義変更

窓口

軽自動車検査協会
千葉事務所袖ヶ浦支所
☎ 050-3816-3116

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

14 原動機付自転車/小型特殊自動車/二輪車/軽自動車

-  原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、二輪車(125cc超)、軽自動車(四輪車)の軽自動車税(種別割)
-  原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車の廃車・名義変更
-  軽自動車税(種別割)納税通知書の郵送先変更
-  軽自動車税(種別割)の口座振替の中止・お支払い

窓口

税務課(本庁舎) ☎ 04-7093-7832
天津小湊支所、各出張所でも手続きができます。

15 年金受給者又は年金加入者

-  手続きの内容や必要書類について調べますので、お問い合わせください。
※手続きの内容によっては、日本年金機構木更津年金事務所又は各共済組合をご案内する場合があります。

窓口

市民生活課保険年金係(本庁舎) ☎ 04-7093-7839

-  農業者年金のある方はお近くのJAに「農業者年金死亡関係届書」の提出が必要となります。

窓口

JA各支店
農業委員会事務局(本庁舎) ☎ 04-7093-7846

16 上水道



名義変更・使用中止の手続きなど

窓口 鴨川市水道お客様センター ☎ 04-7093-1000

17 不用品・ごみ



分別してごみ集積所へお出してください。又、直接搬入される場合は、お問い合わせください。

窓口 鴨川清掃センター ☎ 04-7093-5300

18 くみ取り式トイレ



名義変更・使用中止の手続きなど

窓口 衛生センター ☎ 04-7092-1009

19 飼い犬の所有者変更



新たな所有者が決まったら犬の登録事項の変更
※マイクロチップを装着している犬は、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトでの変更が必要です。
この場合、窓口での手続きは不要です。

窓口 環境課(本庁舎) ☎ 04-7093-7838
天津小湊支所でも手続きができます。

手続きの内容・持ち物・お問い合わせ先など

20 農地の相続



相続等で農地を取得した場合には、届出が必要です。

窓口 農業委員会事務局(本庁舎) ☎ 04-7093-7846

21 森林の相続



相続等で森林を取得した場合には、届出が必要です。

窓口 農林水産課(本庁舎) ☎ 04-7093-7834

22 小中学校の退学又は保護者変更手続き



市内の小中学校に通う児童生徒又はその保護者が亡くなった場合には、手続きが必要です。

窓口 通っていた(通っている)小中学校
学校教育課(天津小湊支所2階) ☎ 04-7094-0512

23 認定こども園の退園又は保護者変更手続き



認定こども園等に通うお子さん又はその保護者が亡くなった場合には、手続きが必要です。

窓口

通っていた(通っている)認定こども園
子ども支援課(ふれあいセンター) ☎ 04-7093-7113

24 図書館利用者



貸出中の図書などの返却



利用カードの返却

窓口

図書館 ☎ 04-7092-0312

25 市政協力員(区長・町内会長・組長)の変更手続き



任期中に亡くなった場合、新しい市政協力員をお知らせください。



亡くなった方の報償金の手続きが必要です。

窓口

市民生活課 協働推進係 ☎ 04-7093-7822

26 パスポート(有効期間が残っている場合)



返納

- ・亡くなったことが確認できる書類(死亡診断書、戸籍など)
- ・窓口に来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

※ご家族の希望があれば、失効処理をしてお返しできます。

※有効期間が満了している場合、届出の必要はありません。

窓口

市民生活課市民係(本庁舎) ☎ 04-7093-7831
全国のパスポート窓口又は旅券事務所

27 運転免許証



返却

窓口

鴨川警察署 ☎ 04-7092-0110

市役所の手続きでの補足情報

亡くなった方の戸籍について

1

各種手続きで使う戸籍謄本（又は抄本）などの証明書について

亡くなった方の名義である預貯金、土地登記など、相続に関する手続きのために戸籍謄本などが必要になる場合があります。その際に一般的に使用する戸籍の証明書に関する用語についてご紹介します。

用語	説明
本籍地	戸籍を置いてある場所のことです。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている人です。亡くなっても変わりません。
戸籍	国民の身分関係（日本国籍、性別、夫婦、親子、親族関係など）を登録し公証するものです。
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などの理由で戸籍から除かれることです。 ※全員が除かれた状態の戸籍の証明書を除籍謄本（又は抄本）といいます。

用語	説明
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製（作り直し）が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。
死亡届記載事項証明書	届出された死亡届（死亡診断書含む。）をそのまま写し、鴨川市長の認証印が押されたものです。ただし、交付には制限がありますので、事前にお問い合わせください。
戸籍の附票	戸籍に記載されている方の住民票の住所と住所を定めた日を記載したものです。
謄本 (全部事項証明書)	記載内容の全てを証明したものです。
抄本 (個人又は一部事項証明)	記載内容の個人（又は一部）を証明したものです。

2

生まれてから亡くなるまでの
連続した戸籍とは？

出生の届出をして戸籍に記載されてから死亡の届出をして除籍されるまでの一連の戸籍のことです。多くの方は、その間に結婚や転籍、戸籍の改製などを経て複数の戸籍が作られています。相続などの手続きでは、法定相続人調査のため、亡くなった方の全ての戸籍が必要となることがあります。

亡くなった方の戸籍について

3

戸籍謄本などの請求について

直系親族の方は、お近くの市区町村役場で請求ができます。必ず顔写真付きの本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）をご持参ください。又、窓口の開いている時間に来られない方は、郵便で戸籍謄本などを請求することも可能です。詳しくは本籍のある市区町村役場にお問い合わせください。鴨川市ではホームページで郵送請求の方法についてご案内していますのでご参照ください。又、市民生活課市民係にも郵送用請求書がありますので、ご利用ください。

鴨川市ホームページアドレス

<https://www.city.kamogawa.lg.jp>

鴨川市 戸籍 郵送



4

戸籍謄本は、 死亡の届出をしたらすぐ取れるの？

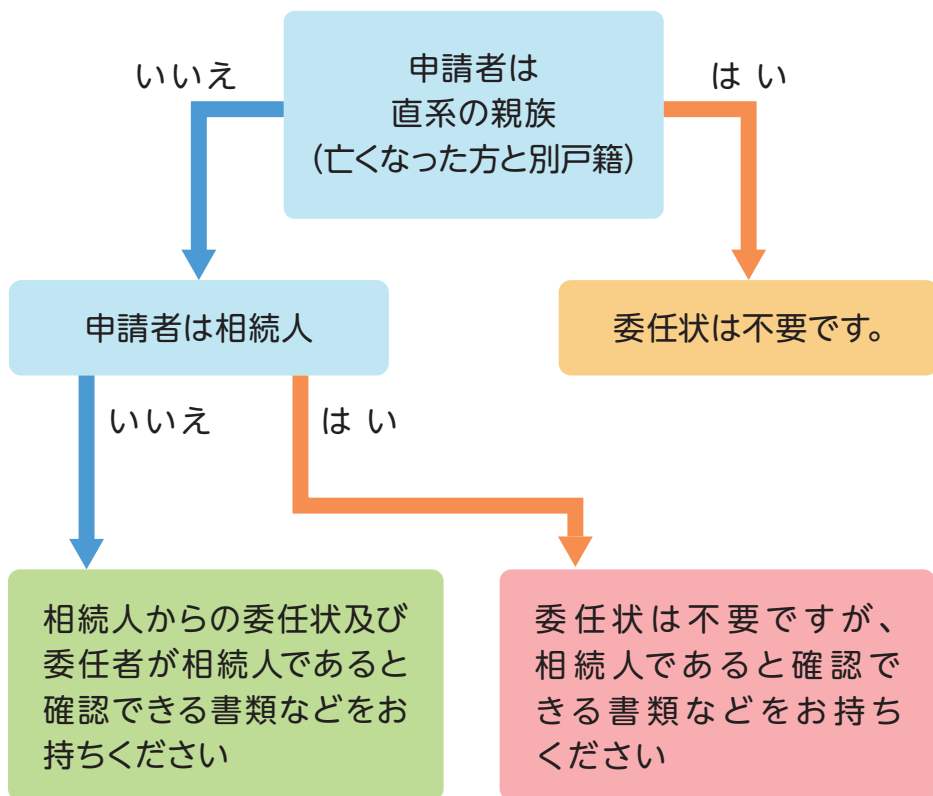
市区町村役場に死亡の届出をされてから、本籍のある市区町村役場で死亡の記載をした戸籍ができるまでに1～2週間ほどかかります。その間は、戸籍謄本などを発行できないのでご注意ください。

戸籍謄本などを請求できる方

戸籍謄本などは本人及び同一戸籍内にいる方、直系親族の方が申請可能です。亡くなった方の証明書を発行する際に、申請者（窓口に来られる方）との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。

委任状が必要かどうかは、下記のフローチャートをご参照ください。

※兄弟姉妹、甥姪は直系親族ではありません。



亡くなった方の除かれた住民票（除票）について

除かれた住民票（除票）を請求できる方

- ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方
- ・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- ・その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方

※疎明資料をご持参ください。

（例）請求される方が相続人であることを証明する戸籍謄本など。亡くなった方と請求される方の氏名や契約内容が記載されている保険証書など。

マイナンバー記載の除かれた住民票（除票）の取得

亡くなった方のマイナンバー記載の除かれた住民票（除票）は現在の制度上、取得することができません。除かれた住民票（除票）の提出先に、その旨をご相談ください。

市役所以外で手続きが必要になるもの

市役所での手続きのほかにも、故人が受けていた様々なサービスについて手続きが必要な場合があります。下記一覧は主な手続きの例になりますので、ご参照ください。

No.	種類	内容・持ち物	窓口
1	電気	☒ 名義変更・支払方法の変更又は利用廃止	契約している電力会社
2	ガス	☒ 名義変更・支払方法の変更又は利用廃止	契約しているガス会社
3	携帯電話	☒ 承継又は解約	契約している電話会社の店舗
4	固定電話	☒ 加入権承継、解約など	契約している電話会社
5	その他利用サービス	☒ 承継又は解約 (新聞、オンラインサービス等)	契約しているサービス提供会社
6	クレジット カード	☒ 解約	契約しているクレジットカード会社
7	預貯金	☒ 預金や貯金の相続手続き	☐ 座がある銀行、郵便局など
8	株式や 投資信託	☒ 株式や投資信託の相続 手続き	☐ 座がある証券会社、銀行、郵便局など

法定相続情報証明制度について

相続手続きには、便利な「法定相続情報証明制度」をご利用ください。

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であることを登記官が証明する制度です。

金融機関預金手続き、保険請求手続き、相続税申告、相続登記など、それぞれの窓口での各種相続手続きに必要な戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります（ただし、一部利用できない機関もあります）。

詳しくは、法務局ホームページをご覧になるか、最寄りの法務局（千葉地方法務局館山支局0470-22-0620）へお問い合わせください。

又、専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）に依頼することも可能です。

相続関係の手続き

◇ その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。又法務局では、自筆証書遺言書保管制度があります。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。又、役所で「固定資産税名寄帳」を取得することで、不動産の全てを知ることができます。

	項目	期日	備考
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)	速やかに	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の 準確定申告・納付	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

MEMO



一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする

ちばぎん

(相続手続き代行サービス)

[遺産整理業務のご案内]

相続人の
みなさまに代わって、
ちばぎんが
ご資産の
相続手続きを
代行します。

相続手続きのお悩みはさまざまです

突然のご相続で、相続手続きにご不安はございませんか？

✓ なんだか通帳が
たくさん出てきた！

✓ 手続きのために何度も
有給休暇が取れない！



✓ 何から手をつければ
いいかわからない！

✓ 相続人が多くて連絡を
取り合うのも大変！

**JCBギフトカード
5万円分進呈**

こちらの冊子をちばぎんの営業店にご持参のうえ、
遺産整理業務のお申込みをいただいた方に
「JCBギフトカード5万円分」を進呈します。

※2026年12月30日までのお申込みが対象となります。

※ご契約前にお申込みを取り下げられたお客さまは対象外となります。

※遺産整理業務のご利用には、当行所定の手数料等の費用が必要となります。

千葉銀行 信託コンサルティング部 TEL:043-301-8178

電話による受付時間 9:00~17:00(月~金 ただし銀行の休業日を除く)

遺産整理業務の詳細はこちら➡

【ちばぎんのホームページ】<https://www.chibabank.co.jp/>

【本店所在地】千葉市中央区千葉港 1-2



広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

お家のリフォーム

のことなら

祐建へ！

相続した家を
リフォーム
したい

古くなった
屋根を直したい

建物の
外壁を綺麗に
したい



株式会社祐建は確かな技術ときめ細やかな対応で、
お客さまの大切な財産管理をサポート致します！

 中間業者がないので無駄なコストがかからない！

 定期的に訪問点検を行ってるから施工後も長持ち！



株式会社祐建



住所：千葉県鴨川市川代1559
<https://www.yuukens3300.com/>
千葉県知事許可（般-6）第57541号

☎ 04-7093-3300

月曜日～土曜日 8:00～17:00

※休日、夜間でも連絡を頂ければ対応をさせていただきます。

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック

専門家・専門機関とともにオーダーメイドをご用意します!

ご案内・ご相談からご紹介までお任せください!



0120-982-219

【受付時間】
9:00～17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



由緒あるお寺の まごころご供養

掛松寺
永代供養墓

1霊10万円～

※合祀埋葬の場合

葬儀料込みの
特別プラン有り

宗教・宗派不問

継承者
年間管理費
不要

英国・故エリザベス女王から“緑の魔術師”と
称された世界的庭園デザイナー 石原和幸氏監修

花と緑に囲まれた樹木葬

掛松寺 鴨川庭苑

ペットも一緒に眠れます

鴨川庭苑
ホームページは
こちら



お墓やご供養のことでお困りの方、
当寺にお気軽にご相談ください

☎ 04-7092-1091

けさざん けいしょうじ
袈裟山 掛松寺
住職 佐野 貴仁

E-mail : info@k-syouji.com
〒296-0044 千葉県鴨川市広場 1971
JR外房線「安房鴨川駅」より車で約6分

許可年月日 令和5年3月2日 許可番号 第22-1号 経営者名 佐野 貴仁



発 行 鴨川市
編 集／制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 月 2025年4月作成



鴨川市ホームページ

